

熊谷市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

# 令和7年度農業委員会事務局定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

農業委員会事務局

### (2) 対象事務

令和6、7年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

### (1) 収入事務

ア 必要な帳簿類は整備されているか。

イ 帳票等と現金は突合しているか。

ウ 納入の通知は適正に行われているか。

### (2) 契約事務

ア 安易に随意契約を採用していないか。

イ 完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ 検査結果通知書等は作成されているか。

エ 履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

### (3) 補助金

ア 交付に当たって根拠等審査は適切か。

イ 実績報告書を提出させているか。

ウ 補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。

### (4) 負担金

ア 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ 負担効果の点から整理すべきものはないか。

### (5) 財産管理

ア 備品の登録に漏れはないか。

イ 返納手続をせずに処分していないか。

### (6) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 【主な監査項目】

- (1) 収入事務
  - ア 現金出納簿
  - イ 農地台帳交付手数料
  - ウ 県支出金「農地利用最適化交付金」
- (2) 契約事務  
農地台帳システム地図データ更新業務委託
- (3) 補助金  
熊谷市農業経営者協議会交付金
- (4) 負担金  
埼玉県農業会議会費
- (5) 財産管理  
備品台帳一覧表
- (6) その他
  - ア 出勤簿
  - イ 時間外勤務集計データ
  - ウ 準公金関係書類

## 5 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所  
監査委員事務局、農業委員会事務局、603会議室東
- (2) 監査期間  
令和7年12月23日から令和8年2月19日まで

## 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

- (1) 収入事務  
指摘事項なし。
- (2) 契約事務  
指摘事項なし。
- (3) 補助金  
指摘事項なし。
- (4) 負担金  
指摘事項なし。
- (5) 財産管理  
指摘事項なし。
- (6) その他
  - ア 準公金について、通帳と届出印が同じ場所で管理されているもの、収入・

支出伝票が作成されていないもの及び立替払いされているものが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計事務を行うべきである。

イ 紙文書の収受について、収受印及び文書番号の記入がないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第12条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。